

令和5年3月17日
金融庁

立入検査における書面・対面に係る手続について

令和3年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画について」では、「我が国が目指すべきデジタル社会を実現するため、この計画に記載した「デジタル原則」に基づき、必要となる施策等の追加・見直しの検討・整理を進めることとする。」とされています。

また、「デジタル原則」の1つとして「デジタル完結・自動化原則」（書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること）が掲げられています。

法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が実施する多くの立入検査については、監督指針等（別紙を含む。）の中で、「書面・対面に係る記載については、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。」としており、現に当該方法を利用して実施していません。

法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局が実施する上記以外の立入検査についても、現に当該方法を利用して実施していますが、同様の取扱いとする旨、今般、明確化しましたので、お知らせします。

以上